

## 生活困窮者自立支援制度の推進について

### 1 制度の概要

生活困窮者自立支援法は、平成27年4月1日に施行されました。この法律は、生活保護に至る前の段階で生活困窮者に対する包括的な支援を行うなど、いわゆる第2のセーフティネットの拡充を目的としています。

この目的にそって、福祉事務所設置自治体（県内では、県、各市、多気町）は、次の事業を実施するものとされています。

#### 【必須事業】

- ① 自立相談支援事業      ② 住居確保給付金の支給

#### 【任意事業】

- ③ 就労準備支援事業      ④ 家計相談支援事業      ⑤ 一時生活支援事業  
⑥ 子どもへの学習支援事業      ⑦ その他の事業

#### ※ 費用の負担・補助区分

- 必須事業：①②      国3／4      福祉事務所設置自治体1／4  
任意事業：③⑤      国2／3      福祉事務所設置自治体1／3  
④⑥⑦      国1／2      福祉事務所設置自治体1／2

### 2 本県の取組

#### (1) 必須事業の取組

県では、生活困窮者の相談支援を効果的に実施するため、自立相談支援事業を三重県社会福祉協議会に委託し、郡部の生活困窮者に対して、広く相談支援を実施しています。

#### ☆自立相談支援事業を行う機関

「三重県生活相談支援センター」      津市桜橋      三重県社会福祉会館内

また、離職により住居を失った生活困窮者に対して、県福祉事務所において家賃相当の住居確保給付金を支給し、居住確保の支援を実施しています。

#### (2) 任意事業の取組

相談支援を行っていくうえで、相談者個々の課題に応じた支援策を提供するには、任意事業の活用が重要となります。就労に向けた訓練を実施するための「就労準備支援事業」、多重債務やバランスのとれた家計管理のための「家計相談支援事業」、住居を失った方へ一時的に住居等を提供する「一時生活支援事業」、貧困の連鎖を防止するための「子どもへの学習支援事業」など、任意事業の取組を積極的に進めています。

また、県は、企業等が自主的に行う就労訓練事業の認定を行うこととされていますが、より多くの企業等から認定申請が得られるよう、「その他の事業」として、「就労訓練事業者の開拓」を行うこととしています。

### (3) 市町への支援

県内のすべての地域において、生活困窮者支援の取組が一定確保されるよう、情報提供、相談支援員等の研修、事例検討会など、市町を支援する取組を行っています。

### (4) 生活困窮者就労訓練事業の認定

平成27年9月10日付けで県内第1号の就労訓練事業の認定を行いました。認定を行ったのは以下の法人です。就労訓練事業は、生活困窮者を支援する事業の一つで、生活困窮者の状況に応じて勤務時間や勤務日数の条件を緩やかにして、仕事の内容を少し軽いものにするなど、一般就労に向けた訓練を行うものです。

#### ☆認定した法人

就労訓練事業を行う事業所：伊勢おやき本舗（四日市市諏訪栄町3-4）

就労訓練事業の内容：伊勢おやき本舗でのおやきの製造、販売、広報の補助

就労訓練事業を行う法人：特定非営利活動法人 市民社会研究所

（四日市市萱生町1200 四日市大学9401）

代表者：代表理事 松井 真理子

## 3 市町の取組状況

県内14市及び多気町における任意事業の取組状況は、次のとおりです。

#### ☆ 取組状況

- ・ 就労準備支援事業 6市
- ・ 家計相談支援事業 8市
- ・ 一時生活支援事業 0市
- ・ 子どもへの学習支援事業 9市

#### ☆ 任意事業を実施する自治体の割合（県を含む。）

- ・ 就労準備支援事業 43.8%（全国の実施率28%）
- ・ 家計相談支援事業 56.3%（全国の実施率23%）
- ・ 一時生活支援事業 6.3%（全国の実施率19%）
- ・ 子どもへの学習支援事業 62.5%（全国の実施率33%）

## 4 相談実績等

県計（平成27年度4～7月分）

	4月	5月	6月	7月	人口10万人当たりの件数 <4か月平均 県内/全国>
自立相談支援事業における 新規相談受付件数	410	361	354	399	20.4/16.6
支援計画作成件数（※1）	40	42	31	47	2.1/2.7
就労支援対象者数（※2）	30	22	22	37	1.5/1.7
住居確保給付金支給件数	7	10	5	10	0.4/0.5

（※1）就労支援の具体的な内容など、一人一人の状況に応じた自立に向けた支援計画の作成件数

（※2）相談受付後、支援計画に基づき就労支援を実施している対象者数

## 5 課題と対応

### （1）相談しやすい体制整備

平成26年度における県内の生活保護に係る相談件数5,796件のうち、現に保護開始に至ったのは1,981件であり、この差は3,815件となっています。このような状況を鑑みると、生活困窮者自立支援制度の活用に至らない方は、まだ多数みえるものと推測されます。

制度創設当初には、まず相談支援を受けていただくことが大切であることから、今後とも制度の周知啓発を進めるとともに、相談しやすい体制等の整備を行っていきます。

### （2）就労支援の強化

働く能力がありながら就労に至っていない方が、再び働く喜びを体感し、支援を受ける側から社会を支える立場となり、生活意欲を向上していくには、就労支援が極めて重要な取組となります。

現状では、就労支援対象者数は決して多いとは言えず、長期に求職活動が続いている方など支援の対象者を把握し、早期に支援を行っていきます。

### （3）関係機関、他制度による支援

生活困窮者の自立支援の取組をより効果的に進めていくためには、例えば、就労訓練が必要な方の支援のためには企業等の協力が不可欠であり、緊急的な支援を要する方には直ちに必要な食糧や医療をどうするかという課題があります。

このような状況のなかで、県内でも民間の法人により就労訓練事業への取組みが開始されました。また、緊急食糧支援を行うフードバンクの取組が始まったり、無料・低額診療事業を拡充された医療機関があるなど、自主的な取組も始まってきています。このような機関等との連携を強化しながら、自立支援の取組を進めていきます。